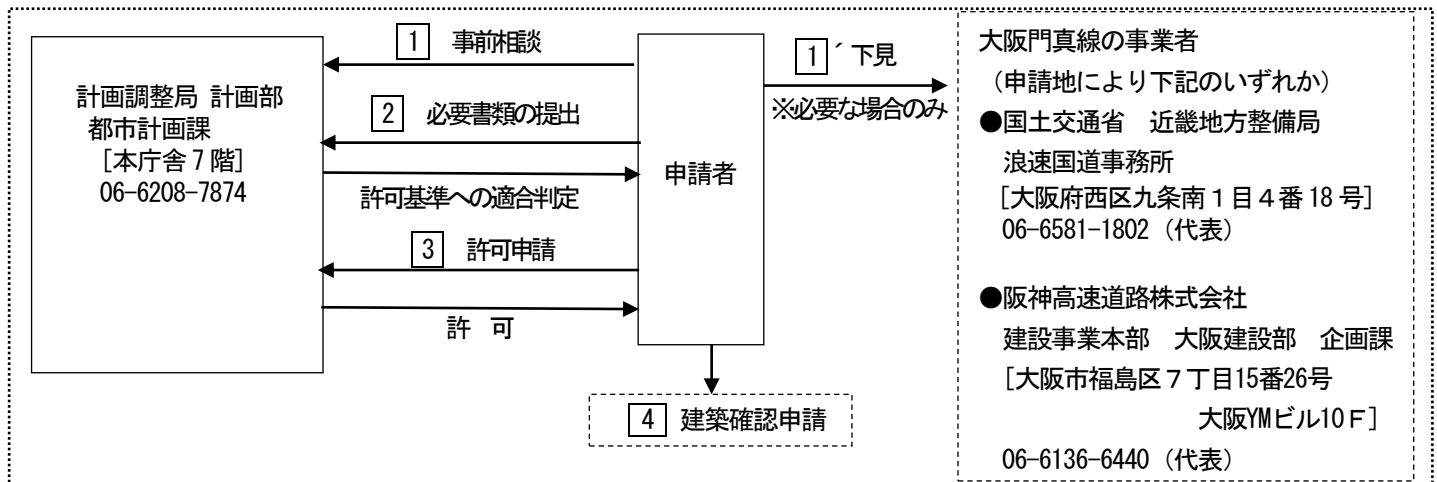


都市計画道路大阪門真線の立体的な範囲を定めている区域における

都市計画法第 53 条の許可申請について

都市計画道路大阪門真線の立体的な範囲を定めている区域のうち、他の都市計画施設と重複していない区域内で建築物の建築をする際には、建築確認申請に先立って以下のとおり都市計画法による許可申請が必要です。なお、他の都市計画施設との重複区域では、従前の許可基準による建築許可となります。



1 事前相談

【都市計画区域の確認】

都市計画道路の立体的な範囲を定めている区域は、裏面のホームページよりご確認いただくか、もしくは、計画調整局計画部都市計画課の都市計画道路の担当にお問い合わせください。

【許可基準】

許可の基準に適合するかどうかの判断がつかない場合ははじめ、配置計画・構造・高さなどについての事前相談は、都市計画課で行ってください。

<許可基準>

次のいずれかに該当するものであること

1. 地階を有しない2階建以下の木造・鉄骨造などの建築物で、かつ容易に移転、除去できると認められるものであること。
2. 建築が、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。

※事業上著しい支障をおよぼすおそれがないかについては、地盤状況、建物構造等により、詳細な検討が必要となることがありますので、建築計画の早い段階から、あらかじめご相談ください。

都市計画課において、都市計画区域内での建築行為及び許可基準への適合の確認を行いますので、あらかじめ裏面の必要図書のうち該当するものをご用意ください。確認の結果、区域外の建築行為の場合は許可申請は不要です。区域内の建築行為かつ許可基準に適合する場合は、**3**の許可申請の手続きを行ってください。より詳細な検討が必要となる場合は、**1'**の手続き（大阪門真線の事業者による下見）を行っていただきます。

1' 事業者による下見

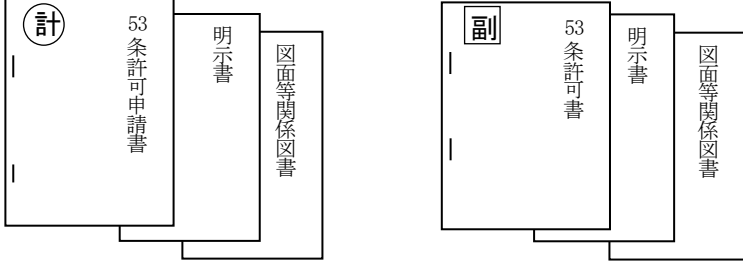
大阪門真線の事業者による下見が必要な場合は、申請地により事業者が阪神高速道路株式会社もしくは国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所で異なりますので、都市計画課でご確認ください。事業者において、詳細検討に必要な書類について確認するため、下見の際には、あらかじめ裏面の必要図書のうち該当するものをご用意ください。

2 必要書類の提出

下見と同じ書類と、下見の際に追加で必要と判断された書類がある場合は、当該書類を併せて計画調整局計画部都市計画課に提出してください。申請書一式（次頁参照）をそろえて、計画調整局計画部都市計画課へ提出してください。提出書類をもとに詳細検討を行った上で、許可基準への適合の判定結果をお知らせします。許可基準に適合する場合は、**3**の許可申請の手続きを行ってください。

※令和 7 年 4 月 1 日より大阪市行政オンラインシステムによる申請受付を開始しました。

【各手続きにおける必要図書（図面等）】 （紙申請の場合の一般例）

		1 事前 相談	1 2 下見 書類 提出	3 許可 申請
① 53 条許可申請書	53 条許可申請書及び必要図書を下図のように、2 通セット。 			○
②確認申請書 （第三面）の写し	なお、1 事前相談時点では、確認申請書（第三面）に記載の「建築物の高さ」のみを確認	○	○	
③ 明 示 書	53条申請副本 副 及び53条申請書 計 に添付してください。（明示用図面の平面図及び縦断面図に申請地の位置を、縦断面図上に地下構造物（基礎含む）の最深の位置を記入して下さい。）	○	○	○
④ 委 任 状	都市計画法第 53 条の許可申請手続に関する権限を委任する旨を明記した委任状を、53 条申請書 計 に原本を、53 条申請副本 副 に写しを添付			○
⑤ 付近見取図	1/2,500 の白地図（地図情報サイト「マップナビおおさか」白地図から印刷可能 URL http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp ）	○	○	○
⑥ 配 置 図	計画区域の境界線を記入（敷地の全体が計画区域にかかり、表示できない場合は、付近見取図に記入）	○	○	○
⑦ 求 積 図	敷地面積、建築面積、延床面積について計画区域の内外に分けて算定			○
⑧ 平 面 図	各階とも計画区域の境界線が入る場合は記入		○	○
⑨ 立 面 図	2 面以上必要		○	○
⑩ 断 面 図	計画区域内の部分を含むものが、2 面以上必要で、計画区域内の部分には、主要構造部の材料を記入		○	○
⑪ 構造部材がわかる 図面	断面図との併用可		○	○
⑫ 基礎杭の先端位置 が確認できる図面	<杭基礎の場合のみ> 基礎杭の先端の位置が確認できる「ボーリング柱状図」「杭伏図」等	○	○	○
⑬ そ の 他	<事業者による下見が必要な場合のみ> 建築物による載荷重の増分を算定するための資料（例：「基礎伏図」「杭伏図」「ボーリング柱状図」「構造計算書の抜粋（杭支持力の記載のある箇所、または直接基礎の接地圧の記載のある箇所）」等）		○	○

※図書の必要の有無については、都市計画課にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

大阪市 計画調整局 計画部 都市計画課 [本庁舎 7 階]
〒530 - 8201 大阪市北区中之島 1-3-20 TEL 06-6208-7874

この用紙及び許可申請書については 大阪市のホームページでもご覧いただけます。

大阪市HP → 産業・ビジネス → 手続き・届出 → 建築の手続き・届出 →
都市計画法等に基づく届出 → 都市計画道路大阪門真線の区域内における建築許可の取扱いについて